

伊方町電気事業経営戦略

団 体 名 : 伊方町

事 業 名 : 伊方町風力発電事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	1,700kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,371,440kwh
	風力発電 1箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	20.59円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1 箇 所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	16年

* 1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H29 48,189千円	H30 39,100千円	R1 48,538千円
収益的収支比率 ※過去3年度分を記載	H29 83%	H30 77%	R1 93%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H29 ▲10,030千円	H30 ▲11,624千円	R1 ▲3,442千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29 0%	H30 0%	R1 0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

運転開始から15年が経過し近年は機器の故障件数が増え、故障に伴う修繕費の増加及び電力量収入の減少により、収益的収支比率が100%を下回っているが、前年度で地方債償還が終了したことに加え、機器更新の進捗とともに老朽化対策が進み、本年度以降は純損益の黒字化が見込まれる。

* 2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 経営の基本方針

この経営戦略は、伊方町行政改革大綱などの各種計画との整合性を図りながら、事業を推進する。
平成17年度から運転を開始した伊方町風力発電所の令和元年度末時点の総発電量は、42,955,868kWhであり、近年故障件数の増加による設備利用率の低下が見受けられるが、期間を通しては概ね安定した稼働が行われており、独立採算の堅持を図っている。
今後も、風況などの自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、引き続き独立採算を図っていくためにも、適切な維持管理を行い設備利用率の向上を図るとともに、運転経費の削減に努めていく。
なお、計画期間はFIT期間が終了する令和7年度までの5年間としている。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

現時点では、固定的な資本の形成に向けられる新規事業については計画していない。

②収支計画のうち財源についての説明

■営業収益について
営業収益は料金収入(売電収入)のみであり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、施設の設備利用率を向上させることが安定した収入確保につながるものである。過去の実績データを参考とし新たに定めた目標発電量を基礎とし、本計画の料金収入を見込んでいる。今後も関係機関との連絡体制を密にし、故障時の停止期間の短縮や点検及び修繕を効率的に実施し、設備利用率の向上による料金収入の安定確保を図る。
■営業外収益について
原子力発電所の立地する町内の企業に対して支給される原子力立地給付金を見込んでいる。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■維持補修費について
伊方風力発電所は平成17年に運転を開始し、定期点検と維持修繕により健全な状態を保ち運転しているが、今後も引き続き計画的に適切な維持管理を図る必要がある。施設の残存期間から従来の事後保全型の維持管理を継続し、過去の実績データをもとに維持補修費を計上している。
■施設の保守委託について
保安・運転管理と保守(定期)点検の委託費を計上している。保安・運転管理は施設の運転開始当時から同一業者に委託しており、ノウハウの集積により機器トラブル発生時の対応力が向上し、故障に伴う運転停止期間の短縮につながっている。
■その他経費について
施設に係る通信運搬費や光熱水費などの経費を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

伊方町風力発電所はFIT期間が終了する令和7年6月末で運転開始から20年3カ月となり、一般的に大型の風力発電設備の設計寿命年数と言われる20年が経過する。FIT期間終了後の売電単価は現状よりも大きく低下することが考えられ、加えて耐用年数経過に伴う更新費を考慮すると収益確保は難しい状況となることが予想される。
このような状況から、FIT期間終了後の事業存続については廃止も含めて検討する必要があるが、解体撤去などの事業実施に備え、計画期間中は安定した施設運営により計画的な財源確保に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。
---------------------	-----------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)		39,131	48,565	58,728	52,927	52,927	52,927	52,927	13,247	
		(1) 営 業 収 益 (B)		39,100	48,538	58,701	52,900	52,900	52,900	52,900	13,220	
		ア 料 金 収 入		39,100	48,538	58,701	52,900	52,900	52,900	52,900	13,220	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他										
		(2) 営 業 外 収 益		31	27	27	27	27	27	27	27	27
		ア 他 会 計 繰 入 金										
	イ そ の 他		31	27	27	27	27	27	27	27	27	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)		27,913	29,165	49,675	33,510	30,240	30,240	33,510	7,960
			(1) 営 業 費 用		27,913	29,165	49,675	33,510	30,240	30,240	33,510	7,960
			ア 職 員 給 与 費 うち退職手当									
		イ そ の 他		27,913	29,165	49,675	33,510	30,240	30,240	33,510	7,960	
		(2) 営 業 外 費 用										
		ア 支 払 利 息										
うち一時借入金利息												
うち資本費平準化債分												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		11,218	19,400	9,053	19,417	22,687	22,687	19,417	5,287	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)										
		(1) 地 方 債 うち資本費平準化債分										
		(2) 他 会 計 補 助 金										
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
		(6) 工 事 負 担 金										
		(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)		22,842	22,842							
		(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H) うち資本費平準化債償還金		22,842	22,842							
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他										
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 22,842	△ 22,842							

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分								
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 11,624	△ 3,442	9,053	19,417	22,687	22,687	19,417	5,287
積 立 金 (K)								
前年度からの繰越金 (L)	35,304	23,680	20,238	29,291	48,708	71,395	94,082	113,499
前年度繰上充用金 (M)								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	23,680	20,238	29,291	48,708	71,395	94,082	113,499	118,786
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	23,680	20,238	29,291	48,708	71,395	94,082	113,499	118,786
実 質 収 支 黒 字 (P)								
(N)-(O) 赤 字 (Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)								
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	77.1	93.4	118.2	157.9	175.0	175.0	157.9	166.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)								
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	39,100	48,538	58,701	52,900	52,900	52,900	52,900	13,220
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)								
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)								
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)								
他会計借入金残高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)	22,842	0						

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度				
区 分							
収 益 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
資 本 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
合 計							